

1 処分年月日	平成29年1月11日
2 処分を受けたマンション管理業者に関する事項	
(1) 商号又は名称	株式会社ユメックス
(2) 主たる事務所の所在	佐賀県佐賀市兵庫北3-1-8
(3) 代表者氏名	代表取締役 原 正文
(4) 登録番号	国土交通大臣(3)第090912号
3 処分内容	
○業務停止命令(30日間)	
1 業務停止期間 平成29年1月25日から平成29年2月23日まで	
2 停止を命ずる業務の範囲 マンション管理業に係るすべての業務 ただし、業務停止の開始日前に締結した管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結した管理受託契約に基づく管理事務並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約(一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。)が業務停止期間中に効力発生した場合における当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。	
4 処分理由	
被処分者が管理業務を受託している複数の管理組合において、管理組合名義の保管口座の印鑑を保管していた。この行為は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第76条違反により、同法第82条第2号に該当するものである。	